

法人会 NEWS

平成26年2月20日発行

第67号

「税を学ぼう」親と子の税金クイズ大会を開催！

「税に関する標語」の表彰式も挙行！



「税の啓蒙と租税教育の推進を図ろう！」と、登米法人会では、11月17日、「第4回親と子のふれあい税金クイズ大会」を登米・南三陸フェスティバルを会場に開催いたしました。この催しは、「税を考える週間（11／11～11／17）」協賛事業として、登米市内の全小学校から4年生以上の児童参加者で賑わいました。学校からご家族を募集し開催とそのご家族の参考に関する標語」の表彰式も挙行されました。大会は、はじめに、租税教育アニメ「マリンとヤマト」

の不思議な日曜日」を観賞し、その後、○×形式で出題されたクイズ35問に親子でチャレンジ。このクイズ大会は、佐治税務署の全面協力を頂いて開催し、税金博士に扮した佐治税務署新沼総務課長さんから丁寧に説明して頂きました。大会は、初めは簡単な問題も多く、次々と正解されていましたが、進むに従つて迷う問題で全員が正解され、最後まで勝ち残った5名の児童に副賞（図書券）を贈呈。参加された皆さんは、楽しみながら税金の勉強ができた様子でした。

オフィスのパソコンから
申告・納税！ **e-Tax**
税金をより簡単に納めよう！

●電子証明書を取得した個人の電子印字による所得税の引換控除制度が創設されました。
●電子申告における第三者作成書類の添付書類撮影機能が導入されました。
●税理士が代理徴収を行う場合には、納税者本人の電子印字を省略することができるようになりました。

法人会は会員登録の特典のためe-Taxを最初に実験しています。

e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



社会貢献活動・税啓蒙事業

第1回「税に関する標語」優秀作品を表彰!

去る11月17日、第1回「税に関する標語」募集事業の表彰式が開催されました。この事業は登米市税務関係団体協議会との共催で「税を考える週間」行事の一環として開催され、登米市内全小学校

6年生を対象に募集した結果、小学校から619点の応募があり、この中から優秀作品として、最優秀賞2点、優秀賞8点、優良賞13点、佳作39点が選考され、表彰いたしました。

最優秀賞作品

「税金は 豊かな暮らしを作るもと」



南方小学校 遠藤麗菜さん

最優秀賞作品

「消費税 日本の未来を支えてる」



登米小学校 村上敬太くん

市内小中学校11校で税金教室を開催!

社会貢献活動・税啓蒙事業

青年部会・女性部会では、平成二十一年度から「税金」の大切さを教える「租税教育事業」に取り組んでおり、今年度も市内小中学校の税金教室の講師を務めました。今年初めて講師を務めた部会員もありま

したが、初めてとは思えない分かりやすい話しぶりに、子供たちも興味をもつて聞き入っていました。両部会では、今後も、税務署と連携を取りながら、より多くの小中学校で税金教室を開けていきたいと張り切っています。

1/17 柳津小学校
鈴木女性部会幹事

1/20 上沼小学校
高田幹事と浅野幹事

税務研修会

(公社)登米法人会女性部会



菊池佐沼税務署長より講話

1/9

税務研修会を開催

女性部会

女性部会では、佐沼税務署から菊池署長と木村法人課税部門統括官をお招きし、恒例の税務研修会を開催。部会員のほか会社の事務員の方々が多数参加され、e-Taxや改正消費税法等を熱心に勉強されました。研修会終了後には、2014年初顔合わせとなる新年会で親睦を深めました。



熱心に講演する
舞台ファーム針生社長

12/19

地域活性化講演会を開く

豊里支部

豊里支部では、登米みなみ商工会締役針生信夫氏から「6次産業化と農商工連携」をテーマに、今後の商売のポイント等について貴重な話しを頂きました。



転嫁対策は……と講師の
鈴木たすく氏

11/8

全国青年の集いに参加

青年部会

「第27回法人会全国青年の集い」が、広島県立総合体育館を会場に開催され、登米法人会青年部会からは4名の部会員が参加。全国の仲間と、社会貢献活動の発表や研究等を通じ連帯を確認しました。



全国大会会場にて勢揃い

11/25

消費税対策セミナー開催

佐沼支部・石越支部

佐沼・石越支部では、登米中央商工会との共催で、四月一日から8%に引き上げられる消費税に対し「転嫁対策セミナー」を開催。参加された皆さんは、講師の中小企業診断士鈴木たすく氏が話す転嫁対策のポイント等について、熱心に聴いていました。

あなたの確定申告をサポートします

～国税庁から給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ](http://www.nta.go.jp)（www.nta.go.jp）に「確定申告特集ページ」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

確定申告特集ページでは

給与所得者の方に向けて、次の還付申告の手続について説明しています。

- ・ [医療費控除の還付申告](#)
- ・ [住宅ローン控除の還付申告](#)

また、確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。



申告書等の作成は「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告特集ページから「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、申告書等の作成がこんなに便利です。

- ・ 24時間いつでも使えます（メンテナンス時間を除きます。）。
- ・ 画面の案内に従って入力すれば、税額などが自動計算されます。
- ・ 作成した電子申告等データをe-Taxへ送信できます。
(プリントアウトして郵送等により提出することも可能です。)



さらに、[e-Tax（国税電子申告・納税システム）](#)を利用して所得税及び復興特別所得税の確定申告をすると、こんなにいいことがあります。

自宅からネットが便利
申告・納税



- ① 自宅からネットで申告
- ② 添付書類の提出省略
(書類の提出又は提示を求められことがあります。)
- ③ 還付がスピーディー
- ④ 24時間受付（メンテナンス時間を除きます。）

※ e-Tax の利用に際しては、[事前準備](#)が必要です。

そのほかにもできること、いろいろ

- ・ 確定申告書の用紙をダウンロードする。
- ・ 税法の取扱いをタックスアンサーで調べる。
- ・ 確定申告の手引きをダウンロードする。
- ・ 税務署の所在地等を調べる。

動画で分かりやすく開設

インターネット番組（Web-TAX-TV）では、税に関する手続を動画で分かりやすく解説する番組を配信しています。

早期に会社清算
と再起に取り組
めるための

経営者個人保証制度とその改善動向

未来事業(株)
経営コンサルタント 松本 長久

平成25年12月1日付の日経新聞によると、「政府は経営者が悪化した中小企業の経営者が転業したり再び起業したりしやすくするために、早期に会社清算や再建に取り組める仕組みを作る」とあります。

本稿は、「経営者個人保証制度」と、その改善の動向について検証していくたいと思います。

防ぐ（経営者のモラルハザードを防ぐ）狙いから設定されました。それ以降、金融機関は中小企業への融資を行う場合には、一つには物的担保、そしてこの経営者個人保証を、あたかも当たり前のようになります。

うに融資条件として実施してきました。しかしながら、最近では欧米諸国との条件の比較から、これを再度見直す必要があるのではないかという意見が多く出されています。

金融機関から借入がある会社の86.7%が個人保証をしていると回答しています。

これは、今までの慣例として中小企業への貸し出しについては、金融機関が待ったなしで、オーナーから個人保証を取ってきたことを表しています。

このときには、金融機関が8%と大半を占めておりま

少なく、いかに金融機関側の事情から、当たり前のように行ってきたかということが伺えます。個人保証をしている経営者のうち、約4割の方が、経営者個人の自宅の土地・建物を担保に提供しています。

だからといって積極的に支援してくれる状況ではありません。むしろ、メインに「がんじがらめ」になつていて、かえつて資金調達に支障をきたすケースも見受けられます。

2. 個人保証以外の物的担保の提供について

個人保証をしている経営者のうち、約4割の方が、経営者個人の自宅の土地・建物を担保に提供しています。

4. メインバンクによる経営者の個人資産の把握状況

メインバンクが経営者の個人資産を正確に把握している、あるいはほぼ正確に把握しているは全体の80%保設定を行っているという大変厳しい内容となっています。

個人保証だけではなく、実際に経営者が所有している資産に対して、正式な担保設定を行っているという

経営者は、毎年「確定申告の書類」や「納税証明書」、「不動産等の証明書」などを提出している、あるいはさせられているとなっています。

これらは、中小企業が今までにおいて、いかに資金調達に苦慮してきたかを表しています（このような条件を呑んででも資金調達を行わなければならない）。

3. 個人保証の提供先について

いかに金融機関から「がんじがらめ」になつているかが分かります。

これは、今までの慣例として中小企業への貸し出しについては、金融機関が待ったなしで、オーナーから個人保証を取ってきたことを表しています。

このときに、金融機関から適切な説明があつたとす

ます。

現状では、メインバンク

この保証制度は、中小企業のオーナー経営者が、会社の借人に對して、連帶保証をしているものです。これは、会社の担保不足を補うと共に、放漫經營を

防ぐ（経営者のモラルハザードを防ぐ）狙いから設定されました。

それ以降、金融機関は中小企業への融資を行う場合には、一つには物的担保、そしてこの経営者個人保証を、あたかも当たり前のようになります。

金融機関から借入がある会社の86.7%が個人保証をしていると回答しています。

これは、今までの慣例として中小企業への貸し出しについては、金融機関が待ったなしで、オーナーから個人保証を取ってきたことを表しています。

このときに、金融機関から適切な説明があつたとす

ます。

個人保証の金額について

個人保証の金額について

は個人資産と比べて多いが

49.7%となつており、こ

れらは企業が破綻した場合

には、個人も破綻を余儀なくされることを表しています。

6. 個人保証を求められた理由について

個人保証を求められた際の金融機関の説明については、「債権の保全のため」が50.3%と多く、「特に説明は受けていない」という回答も36%に及んでいます。

7. 個人保証提供後の弊害

ことの重大さを考えると、これらのことは大変問題があるところです。

「精神的負担が大きい」（55.1%）、「経営陣の世代交代が難しい」（33.5%）、「他行からの新規融資が受けにくい」（21.5%）。

「事業の承継」ということを考えた場合、この個人保証の問題がネックになり、後継者が尻込みして、結果的に、企業が廃業を余儀なくされるというケースも受けられます。

ある金融の専門家に言わせると、「そもそもその融资を受ける企業の返済能力に問題があり、個人保証を取りなければならないのであれば、そのような企業に資金を貸してはならない」といった極端な意見もあります。

再生支援協議会の活用

次に、中小企業再生支援協議会における事業再生について検証していくと

思います。

経営者の個人保証の問題を考えるときに、事業の再生は切っても切り離せないからです。

なお、各都道府県に一箇所、中小企業再生支援協議会が設置されています。

この協議会の一番の企業にとってのメリットとしては、取引金融機関を調整して、ケースによっては「金融機関に債務免除を実施されることができる」という結果が出ています。

この点は、中小企業の経

しかしながら、協議会の支援を受けて企業の再生を行った場合に、「債務免除無し」といったケースが79.2%となつております。

財務内容の毀損度やその再生可能性の程度にもよるが、金融機関からの債権放棄の同意取り付けが、いかに困難であるかが現れています。

そのなかで、債権放棄ができない理由として、「経営者の放漫経営」が理由として挙げられています。

それでは、中小企業の經營が破綻して、実際に個人保証を履行する場合はどうでしょうか。

個人保証履行時に、個人

資産の全てを提供したというケースが40%となっています。

また、そのときに「個人

の金融資産」、「自宅所有権」、「自家用車を失う」といったケースが多く、個人資産については、残余財産がほとんど残らないという結果が出ています。

この点は、中小企業の経

営者にとって企業が破綻した場合には、大変厳しい状況になるということです（再起が難しい）。

これではあまりにもオーナー経営者に負担が重過ぎるという意見が強くなり、

平成25年4月23日付で、中小企業庁と金融庁が新ガイドラインを発表しました。

これによると、企業が破綻しても、個人保証をしている経営者について、生活に必要な最低限の資産（自宅、個人預金など）は残す

というものです。

ただし、個人資産につい

て外国などに隠して虚偽の申告をしているケースは、適用から除外されるというものです。

また、平成25年2月18日付で法制審議会民法部会が、

成27年までに、民法の改正を行うとしています（これが実施されれば何十年ぶりの大掛かりな法律改正になります）。

平成25年12月1日付での

政府の発表では、「早期に事業の再生を決断した中小企業の経営者」について、以下のことを検討するとしています。

- (1)一定の生活費（99万円から460万円程度）や華美でない自宅は没収しない
- (2)一律に経営者の交代を求める

(3)債務整理した事実を信用情報機関に登録せず、新規の事業資金の調達がしやすくなる

これら的新指針は、再度起業したいという意欲のある経営者の再起を支援することになります。

また加えて、「事業の持続性が無い」中小企業の廃業を促して、市場における資源（人、物、金）の有効活用を促進させる働きになります。

金融庁、中小企業庁、法制審議会並びに政府が上手く連携を取り、意義のある「経営者保証制度」の改革につなげていただければと思います。

5 | **凸凹** 法人会 NEWS

平成26年度税制改正要望

中小企業の活性化税制を 強く訴える!!

法人会では、毎年、全国約100万社の会員の総意をもとに、税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を訴えております。

11月15日、登米法人会では、中小企業の活性化に配慮した税制の実現をめざし取り纏めた「平成26年度税制改正要望書」を布施登米市長、田口登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を強く訴えました。



布施市長・田口議長へ要望書を提出



時間の経過も忘れ熱弁を奮う岩田公雄氏

平成26年新春を迎えた（公社）登米法人会、宮城県経営者協会登米支部、登米市産業振興会の三団体共催による「新春講演会」が、1月二十七日午後三時三十分、ホテルサンシャイン佐沼を開催されました。講師には、テレビ出演などで知られる読売テレビ報道局特別解説委員の岩田公雄氏を招き、「どうなる今後の日本の政治経済」と題した講演で、予定時間をオーバーする熱弁に、一二〇名を超える聴講者皆さんは、熱心に聞き入っていました。

田口公雄氏「今後の日本の政治経済」を解説!

平成26年新春講演会



会員募集中 ■ 未加入法人を「紹介下さい

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」をして会員企業の積極的な経営と正しい納税及び会の健全な発展に貢献する活動を行っています。お知り合いに、またお会いになりましたら、是非お会い下さい。まだお頼みが会社あります。紹介いたします。

平成25年新設法人

税務研修会を開催!

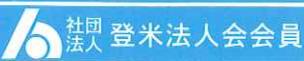
法人税申告の基礎事項を説明
佐沼税務署 小野寺調査官

2月3日、平成25年に新設した法人企業等を対象に、法人税・消費税等の基本的な事項の習得をめざし、税務研修会（佐沼税務署共催）を開催。出席された皆さんはメモを取りながら熱心に聴き入っていました。

第2回 決算法人説明会を実施!

12月5日、税務申告上知っておきたい法人税法等の基礎的な事項を中心に、第2回目となる決算法人説明会を実施しました。

講師の佐沼税務署木村統括官などから、難しい法人税申告のチェックポイントなどについて説明を受けました。

決算時の注意事項を説明
佐沼税務署 木村統括官

法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。